

第 60 回 監査基準委員会有識者懇談会 次第

2021 年 1 月 21 日（木） 16:00～18:00

於：Microsoft Teams

I 開 会 16:00

II 議 事

1. 監査基準委員会有識者懇談会における議事要旨の公表について
2. 業界の国内外の動向について
3. 監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」等の改正（公開草案）について
4. 監査基準委員会報告書序「監査基準委員会報告書の体系及び用語」の改正（公開草案）について
5. 監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告（公益社団法人日本監査役協会、日本公認会計士協会）の改正（公開草案）について

（報告事項：資料配布のみ）

6. 監査基準委員会報告書 810「要約財務諸表に関する報告業務」の改正の検討状況について
7. 監査基準委員会報告書 720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」等の改正（確定版）について
8. 監査基準委員会報告書 540「会計上の見積りの監査」等の改正（確定版）について
9. 監査基準委員会報告書 610「内部監査人の作業の利用」等の改正（確定版）について

III 閉 会 18:00

以 上

配付資料

資料No.	タイトル
828-2	監査基準委員会有識者懇談会における議事要旨の公表について
829-2	業界の国内外の動向について
830	改正監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」（公開草案）の概要
831	本文：改正監査基準委員会報告書 315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」（公開草案）
832	新旧対照表：改正監査基準委員会報告書 315 に伴う適合修正（公開草案）
833-2	改正監査基準委員会報告書序「監査基準委員会報告書の体系及び用語」（公開草案）の概要
834	改正案：改正監査基準委員会報告書序「監査基準委員会報告書の体系及び用語」（公開草案）
835-2	新旧対照表：監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告（公益社団法人日本監査役協会、日本公認会計士協会）の改正案
835②	監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告（公益社団法人日本監査役協会、日本公認会計士協会）の改正概要
836	監査基準委員会報告書 810「要約財務諸表に関する報告業務」の改正の検討状況
837	本文：改正監査基準委員会報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」（確定版）
837②	（参考）監査報告書の記載順序について
838	新旧対照表：改正監査基準委員会報告書 720 に伴う適合修正（確定版）
839	公開草案に対するコメントの概要及び対応
840-2	本文：改正監査基準委員会報告書 540「会計上の見積りの監査」（確定版）
841	新旧対照表：改正監査基準委員会報告書 540 に伴う適合修正（確定版）
842-2	公開草案に対するコメントの概要及び対応
843	新旧対照表：改正監査基準委員会報告書 610「内部監査人の作業の利用」（確定版）
844	新旧対照表：改正監査基準委員会報告書 610 に伴う適合修正（確定版）
845	公開草案に対するコメントの概要及び対応

以 上



日本公認会計士協会

監査基準委員会有識者懇談会

2021/1/21

配布資料No.828-2

監査基準委員会有識者懇談会 における議事要旨の公表について

第60回監査基準委員会有識者懇談会

議事要旨等公表の必要性

1. 監査・倫理に係る国際的な基準設定において、公認会計士だけ決めるのではなく、ステークホルダーの関与を強めるべきではないか等の批判を背景に、監査・倫理に係る基準設定主体のガバナンス改革が国際的に行われている。
2. これを発端として、当協会では、監査及び倫理に関する基準設定プロセスの透明化を確保するため、議事要旨の公表を検討している（アクションプラン10「基準設定プロセスへの外部者の意見の反映と検討過程の透明性の確保」）。

議事要旨等公表の必要性

3. 監査基準委員会報告書の審議プロセスのうち、議事要旨の公表対象となる会議体は、①監査基準委員会、②有識者懇談会、③常務理事会が考えられる。
③常務理事会の議事要旨については既に機関誌等により公表済みであり、①監査基準委員会は金融庁の企業会計審議会の委託を受け事務局的な役割を担っていることから現時点においては議事を公表することは不要と考えられる。
②有識者懇談会は、監査基準委員会の附属機関として、監査規範となる指針の取りまとめに当たり、財務諸表の作成者、利用者及び学識経験者の意見を徴し、社会的な合意を得てその規範力を高めることを目的として設置された会議体であることから、その議事要旨を公表することは透明性の確保に一定程度効果があるものと考えられる。
4. 上記を踏まえて、今後、会則の変更等も視野に検討を行う予定であるが、会則変更等を行うまでの対応として、現行規定上における対応案についてご意見いただきたい。

		基準設定			運用	議事等公表のレベル感	
役割		倫理	監査	会計			
基準設定	主体	JICPA 倫理委員会	企業会計審議会	企業会計基準委員会		議事公開	
	助言	倫理委員会 有識者懇談会 (2021年組成予定)	↑ 議事公開	↑			
委託	主体		JICPA 監査基準委員会			議事要旨公開 (議事は非公開)	
	助言		監査基準 有識者懇談会	自主規制 モニター会議			
その他				登録	監査規律	常置委	合議体に外部有識者をアサイン
				紛議調停	綱紀		
				報酬	適正審		
				資格	品管基準	品管	協会内部のみ

高

透明性確保の必要性

低

現行会則等

倫理、監査基準等

(議事の非公開)

第41条 登録審査会の議事は、公開しない。

(会則の準用)

第45条 資格審査会

第54条 倫理委員会

第55条 品質管理基準委員会

第56条 監査基準委員会

第60条 監査・規律審査会

第72条 綱紀審査会

第82条 品質管理委員会

第104条 適正手続等審査会

第120条 紛議調停委員会

第172条 報酬委員会

※常置委員会は会則ではなく、委員会運営細則で以下のとおり規定している。

<委員会運営細則> ※常置委員会全般

(議事の非公開)

第12条 委員会の議事は公開しない。

2 傍聴は、原則としてはこれを認めない。

モニター会議

第111条 モニター会議の議事を整理し、及び進行するため、委員（会員である委員を除く。）の互選により議長及び副議長を選任する。

3 モニター会議の議事は、非公開とする。

4 モニター会議の議長は、会議の終了後速やかに議事要旨を作成し、会議で用いた資料と併せて公表するものとする。ただし、公表することが不相当と認められる議事又は資料の全部又は一部を公表しないことができる。

議事非公開の趣旨・解釈の整理

- 議事非公開を決定する際には、個人情報を取扱う場合や公益的な観点、あるいは、審議における委員の発言公開への影響等を検討するものと考えられる。
- 現行会則等における規定（スライド4参照）は、①会議の非公開、②傍聴の禁止までは含意しているが、③議事録の非公開までを含んでいるのかは、解釈となる。
- 法務相談を実施したところ、有識者懇談会については、会則第41条の議事非公開の規定は及ばないため、議事公開は自由にできるとの意見を得ている。

【各種委員会比較】

	倫理	監査基準	登録	資格	品管基準	監査規律	綱紀	品管	適正審	紛議調停	報酬	常置委
個人情報	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×
公益的	○	○	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○
外部有識者	○	△(*1)	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○

議事要旨等の公表に関する当面の対応

1. 現行規定の整理や法務相談を踏まえ、監査基準委員会有識者懇談会の議事要旨及び資料を公表させていただきたい。
2. 議事要旨の記載内容のレベル感は、自主規制モニター会議レベル（次スライド）はいかがか。
 - 有識者懇談会開催後、JICPA事務局にて議事要旨のドラフトを作成し、委員にご確認いただく。
3. 資料については、監基報等の文案を除く資料の公表を前提とするが、議題ごとに公表要否の確認を行うこととし、反対意見があった場合は、理由を確認した上で、議長の判断により公表の要否を決定することでどうか。
 - 監基報等の文案は、検討終了後、常務理事会の議を経て公表するものであり、有識者懇談会の議事要旨とともに公表された文案が最終版であるとの誤解等を生じさせないように非公表としたい。

自主規制モニター会議議事要旨

自主規制モニター会議議事要旨（2020年2月18日）

I 日時：

2020年2月18日（火）10時30分～12時30分

II 場所：

日本公認会計士協会 公認会計士会館4階 401AB会議室

III 出席者：

○ 自主規制モニター会議委員（五十音順）

後藤敬文委員、小林麻理委員、鈴木康史委員、園 マリ委員、高橋剛広委員、三宅 弘委員、森本 学委員、山浦久司委員

○ 日本公認会計士協会

手塚正彦（会長）、小暮和敏（担当副会長）、海野 正（専務理事）、林 敬子（常務理事）、廣田壽俊（常務理事）、伏谷充二郎（常務理事）、手塚仙夫（綱紀審査会 審査会長）、小宮山 賢（適正手続等審査会 審査会長）

IV 議事要旨：

1. 議長及び副議長の互選について

会則第111条第1項の規定に基づき、委員（会員である副委員を除く。）の互選により、山浦委員及び三宅委員がそれぞれ議長及び副議長に選任された。

2. 議事要旨の公表形式等について

会則第111条第4項の規定に基づき公表する自主規制モニター会議の議事要旨は、出席者を明記の上、個々の発言については、発言者の氏名は記載せず、発言内容を要約した形で公表することとした。

3. 自主規制各機関説明について

自主規制モニター会議のモニタリング対象機関である品質管理委員会、監査・規律審査会、綱紀審査会及び適正手続等審査会の所管する制度の概要及び運用状況について、担当役員及び各機関の長から説明があった。

4. 日本公認会計士協会の自主規制に関する論議

当協会の自主規制に係る以下の事項について、担当役員から説明があった。

(1) 自主規制関係の施策（方向性と課題認識）

(2) チームメンバーのローテーションへの対応

(3) 監査事務所に対する公認会計士・監査審査会（以下「CPA08」という。）による勧告への対応

(4) 会長声明「最近の不適切会計に関する報道等について」（2020年2月14日付け）の発出

5. 意見交換

上記3及び4について、以下のような意見交換が行われた。

○ 会費滞納者の取扱い、継続的専門研修（CPE）の義務不履行の場合の取扱い等のほか、業務を行うことができるのかの懸念があるにもかかわらず業務を行っている場合など、高齢化が加速する中、諸々の事情により意思表示が困難な高齢者への対応については、想定されるケースを類型化し、日本公認会計士協会全体として検討する必要があるのではないかと。

○ リスクモニタリングの高度化は非常に重要であり、どこにリスクがあるかを識別・認識していくことは有用である。日本公認会計士協会とCPA08との関係を検討するに当たっても、日本公認会計士協会の自主規制がCPA08のプレスクリーニングのような役割に終始することのないよう、予防的観点を積極的に取り入れるべきであり、このような考え方は、自主規制モニター会議の役割を考える上でも重要である。

○ 監査事務所に対するCPA08による勧告に関して、ここまでの結論を出すに至るまでには様々な事情があったものと推察するが、この間に日本公認会計士協会が実施してきた品質管理レビューは有効に機能していたのか。品質管理レビューの予防的機能は非常に重要であり、実効ある形でのPDCAサイクルを向上させていくことが課題ではないかと。

○ 品質管理レビューは制度的なイメージがあるが、特に重点的実施項目として挙げられているような事項について、どういった場合にリスクが高まるのか等を会員に周知・啓蒙するなど、プロアクティブに対応していくことが社会からの信頼を得るためには必要と考える。

○ 会長声明で注意喚起されている循環取引は、かなりテクニカルな問題である。その性質上、それが異常な取引なのか、正当な取引なのか、判別は容易ではないが、取引を客観的にみると、取引の伸び、ボリューム等において不自然な点が見受けられることもある。こうしたことが事後的に判明すれば資本市場の信頼性を損なうことになりかねないため、日本公認会計士協会として、何が問題の本質なのか、監査の実施過程における循環取引による不適切会計の発見・防止への対応策を検討してもらいたい。

○ 監査業務審査会と規律審査会が統合した監査・規律審査会が昨年10月からスタートしているが、統合後の運営の状況はどうか。個別の監査業務の審査や品質管理レビューによる判断は専門的な点もあると考えられるが、自主規制制度が全体として機能しているのかが大切であり、この視点からモニタリングしていきたい。

以上の自主規制モニター会議の議事のほか、会則第113条の規定に従い、モニタリング対象機関が所管する制度に係る規程の変更について、委員に意見を求めた。

以上

お問い合わせ先

日本公認会計士協会 自主規制本部

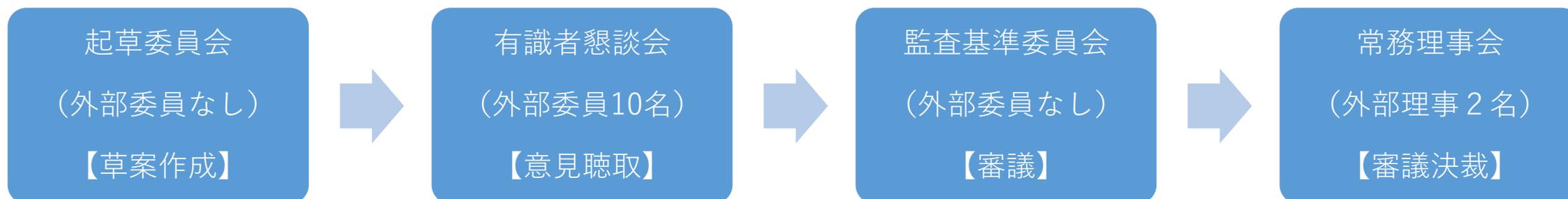
Tel 03-3515-1134

※自主規制モニター会議は、品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度（監査・規律審査制度及び綱紀審査制度）をはじめ、協会が実施する自主規制の制度が適切に機能し、社会からの理解が得られるものとなるよう、その運営状況をモニタリングし、大局的な視点で意見を述べ、又は助言を行うことを職務とした会議体である。

(参考) 監査基準委員会における現行のプロセス

● 審議プロセス

- ▶ 金融庁の企業会計審議会（総会・監査部会）において監査基準が検討され、監査基準の委託を受ける形で監査の実務指針を監査基準委員会報告書として作成



- ▶ 監査基準委員会に附属機関として「監査基準委員会有識者懇談会」を設置し、意見聴取を実施

※ このほか、適宜金融庁や利害関係者（経団連・監査役協会・証券取引所・アナリスト・学者）と意見交換を行っている。

(参考)監査基準委員会における現行のプロセス 続き

● 議事の公表

- ▶ 議事非公開
- ▶ JICPA一般ウェブサイトにおいて、「監査基準委員会における主な活動内容」を掲載（IAASBから公表されたISAに基づき監基報の見直しを行っている旨のみ）

● 資料の公表

- ▶ 有識者懇談会の配付資料は非公表
- ▶ 配付した資料の最終版は役員会承認の上、JICPA一般ウェブサイトに公表

(参考)監査基準委員会有識者懇談会の概要

● 設置目的

本懇談会は、監査基準委員会が監査規範となる指針の取りまとめに当たり、財務諸表の作成者、利用者及び学識経験者の意見を徴し、社会的な合意を得てその規範力を高める（又は確保する）ことを目的としている。

● 委員構成

本懇談会の委員は、経済界、証券取引所、日本証券アナリスト協会、日本監査役協会、学者及び当協会役員（会長、副会長、常務理事）で構成している。また、行政当局の担当官もオブザーバーとして参加している（現任委員は、スライド5参照）。

現在のところ、外部委員10名（オブザーバー1名を含む。）、内部5名（監査基準委員会委員長を含む。）の全体としては15名となっている。

(参考)監査基準委員会及び有識者懇談会に関する規定

1. 日本公認会計士協会会則

(監査基準委員会)

第56条 本会に、監査基準委員会を置く。

2 監査基準委員会の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 会長の諮問を受け、公正な監査慣行を踏まえて監査の実務規範を検討作成及び研究調査すること。
- (2) 監査の実務規範及びこれに関連する分野（他の委員会が所掌する事項を除く。）に関し、会長に意見を具申すること。
- (3) その他監査基準委員会の職務遂行のために必要な事項を行うこと。

3 監査基準委員会は、その目的を達成するため、附属機関を設けることができる。

4 第41条（議事の非公開）の規定は、監査基準委員会について準用する。

5 監査基準委員会の組織その他運営に関し必要な事項は、細則で定める。



日本公認会計士協会

監査基準委員会有識者懇談会

2021/1/21

配布資料No. 829-2

業界の国内外の動向について

第60回 監査基準委員会有識者懇談会

2021年1月21日

目次

I. 業界の国内外の動向について

1. JICPAの活動状況

- ① 監査基準の改訂について
- ② 緊急事態宣言への対応について
- ③ 自由民主党政務調査会・金融調査会 企業会計に関する小委員会の提言について
- ④ IFRS財団の市中協議文書に対する意見の提出について

2. 監査関連業務の取組み状況

- ① リモートワーク環境下における監査への対応
- ② 品質マネジメント基準に関する対応

II. 監査基準委員会報告書の改正予定とIAASBの作業計画について

1. 監査基準委員会報告書等の改正予定

2. IAASBの作業計画

業界の国内外の動向について

1. JICPAの活動状況

① 監査基準の改訂について

会長声明「「監査基準の改訂に関する意見書」の公表を受けて」（2020年11月11日）

会員各位

2020年11月11日付けで、企業会計審議会が取りまとめた「監査基準の改訂に関する意見書」（以下「改訂監査基準」といいます。）が公表されました。

改訂監査基準では、企業内容等に関する情報の開示に関し、経営者による財務諸表以外の情報の開示の充実が進む中、監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書を除いた部分の記載内容（以下「その他の記載内容」といいます。）について、監査人の手続（※）を明確にするとともに、監査報告書に必要な記載を求めることとしています。監査人は、この「その他の記載内容」に関する理解を深め、通読と検討及びその結果についての監査報告書における記載を通じ、非財務情報の開示の拡充に関する社会からの期待に適切に応える必要があります。

また、改訂監査基準では、リスク・アプローチに基づく監査の実施においてリスク評価が決定的に重要であることから、特別な検討を必要とするリスクを含む重要な虚偽表示のリスクの評価についての強化が図られています。会計上の見積り等についてのリスク評価を適切に行い、そのリスクに応じた深度ある監査手続を実施できるよう監査のプロセスを見直すなど、監査品質の一層の向上に取り組んでいかなければなりません。会員各位は、改訂監査基準を今後の監査実務に適切に導入するため監査計画の立案や十分な監査時間の確保に向けて、経営者や監査役等と十分なコミュニケーションを行うことに留意してください。

なお、2021年（令和3年）3月期の上場企業等の金融商品取引法監査においては、監査報告書に「監査上の主要な検討事項」を記載することが要求されます。新型コロナウイルス感染症等の影響による厳しい経済環境の下、資本市場に対して有用な情報を提供することの重要性は高まっています。このような認識を踏まえ、「監査上の主要な検討事項」の記載により、実施した監査の透明性を向上させ、利用者にとって有用な情報が提供されるよう取り組んでいただくことを併せて要請します。

以上

② 緊急事態宣言への対応について

会長声明「緊急事態宣言の発令に対する声明」（2021年1月7日）

新型コロナウイルス感染症の再度の拡大を受けて本日、政府から首都圏の一都三県を対象とする緊急事態宣言が発令されました。更なる感染拡大を防止し、国民の生命と安全を守るために、当協会は会員・準会員に対し、政府及び地方自治体の要請に従った適切な行動を取るよう要請します。

当協会は、現下の状況においても、資本市場という重要な社会基盤が有効に機能することを確保する必要があり、そのためには、信頼性の高い財務報告や監査の機能を維持することが不可欠であると考えています※1。監査に携わる会員・準会員には、進行年度の監査の実施に当たって、これまでのコロナ禍における監査の経験を活かすとともに、被監査会社と適時・適切にコミュニケーションをとって、業務の継続に努めるようお願いいたします。また、監査の品質を維持するために、昨年当協会が公表した「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」※2及びリモートワーク下での監査業務に関する留意事項※3を活用するようお願いいたします。リモートワーク下での監査業務に関しては、今後も必要な留意事項を適時に公表してまいります。

当協会は、国民の生命の安全を最優先しつつ、資本市場の信頼を確保するために、引き続き、関係当局及び関係団体と緊密に連携して適切に対処していく所存です。

以上

※1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について（麻生金融担当大臣談話）（2021/01/07）

※2 新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その1 その2 その3 その4 その5 その6)

※3・リモートワーク対応第1号「電子的媒体又は経路による確認に関する監査上の留意事項～監査人のウェブサイトによる方式について～」（2020/12/25）

・リモートワーク対応第2号「リモート棚卸立会の留意事項」（2020/12/25）

③ 自由民主党政務調査会・金融調査会 企業会計に関する小委員会の提言について(1/2)

「コロナ禍における高品質な会計監査の維持に向けて（中間提言）」（令和2年12月18日）

1. 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴うこれまでの取組

企業会計に関する小委員会においては、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、企業や監査法人が十分な時間を確保することにより高品質な会計監査を維持するとともに、金融・資本市場の機能を維持するとの観点から、政府や取引所等に対し、以下の対応をとることで上場企業等による適時適切な開示等を図るよう促した。

- 有価証券報告書等の提出期限延長
- 新型コロナウイルス感染症の拡大が事業活動等に与える影響に関する早期開示・開示の充実
- オンライン等での開催を含む株主総会の開催方法等に関する周知

これらの取組や現場の関係者のご努力により、新型コロナウイルス感染症が拡大したピーク時を含め、クラスターの発生等の大きな混乱はなく、本年3月期の決算・監査業務については、乗り越えられている。

③ 自由民主党政務調査会・金融調査会 企業会計に関する小委員会の提言について(2/2)

「コロナ禍における高品質な会計監査の維持に向けて（中間提言）」（令和2年12月18日）

2. 新型コロナウイルス感染症の影響長期化に備えた取組

今後、新型コロナウイルス感染症の影響長期化に備え、健康や安全を優先しつつ、上場企業等においては情報の適時適切な開示、監査法人においては高品質な監査を徹底されたい。具体的には

- 事業継続上の大きなリスクが生じた時の適時の開示のあり方を含む、進行年度監査の進め方について、上場企業等と監査法人が早い段階から適切にコミュニケーションをとる必要がある。監査手続を進めるにあたっては、監査人は、リスクアプローチに基づきつつ、不正リスクへの対応も念頭に監査を徹底されたい。
- デジタル技術を活用した監査を行う上で課題とされた点につき、日本公認会計士協会や全国銀行協会等の関係者の協力により、特に棚卸立会に伴う留意点の明確化や残高確認状のオンライン化を進めるべきである。
 - ・政府によるリモートワークに向けた取組を踏まえ、監査人が遠隔地からの実地棚卸の立会（リモート棚卸立会）による対応を検討するにあたって、実務上考慮すべき事項について、具体的な事例等を織り込んで取りまとめる必要がある。
 - ・監査人による監査手続の中で、監査対象先企業の預金や売掛金の残高を銀行や取引先企業に確認する手続（残高確認）がある（残高確認状）。上場会社だけでも年間100万通ほどあるとの推計もあり、残高確認状のオンライン化を推進する必要がある。
- 今後、上場企業等が従業員等の健康や安全を優先するため、株主総会の開催時期の変更が必要となった場合に備えておく必要がある。来年の基準日の到来に先立って、決算・監査手続に関する日程を監査役会・監査委員会・会計監査人と十分に調整し、必要に応じて、株主総会開催日を後ろ倒しにするために別の基準日を設けることも検討することを期待したい。

(以上)

④ IFRS財団の市中協議文書に対する意見の提出について(1/3)

■ 背景

- ESG課題への注目の高まりに伴うサステナビリティ報告の基準化に対する要請
- 乱立するサステナビリティ報告のフレームワーク、基準設定主体

■ IFRS財団協議文書の公表

- 国際的なサステナビリティ基準の必要性とIFRS財団が現在の財務報告基準開発を越えて権限を拡大し、サステナビリティ報告の基準開発における役割を担うことについてインプットを得るために協議文書を公表し、意見募集を実施（募集期限：2020年12月31日）

■ 協議文書の概要

- IFRS財団の国際基準設定の経験、ガバナンス構造を活かし、国際的なサステナビリティ基準の開発に貢献し得る方法を提示
 - IFRS財団の下にIASBと並列する「サステナビリティ基準審議会（SSB）」の新設を提案
- 主な論点
 - スコープ：「気候第一」アプローチ
 - 想定利用者と重要性：当初段階では投資者等を対象としつつ、将来的に拡張する段階的アプローチ
 - 将来的に保証の対象となることを想定
 - 既存非財務イニシアティブとの連携

④ IFRS財団の市中協議文書に対する意見の提出について(2/3)

■ IFRS対応方針協議会コメント提出

- IFRS対応方針協議会にて我が国一体のコメントを形成し、2020年11月7日付けで提出
- 高品質な基準設定を通じた資本市場の透明性・効率性の向上という、IFRS財団がこれまで果たしてきた役割を維持し、会計基準の開発に関するリソース（資金及び人材）に影響を与えないことを前提としてSSBの設立に賛成

IFRS対応方針協議会の構成メンバー	WG議論に参加した団体
一般社団法人日本経済団体連合会	年金積立金管理運用独立行政法人
日本公認会計士協会	一般社団法人全国銀行協会
株式会社東京証券取引所	日本証券業協会
公益社団法人日本証券アナリスト協会	一般社団法人生命保険協会
企業会計基準委員会	一般社団法人日本損害保険協会
公益財団法人財務会計基準機構	一般社団法人日本投資顧問業協会
金融庁	環境省
経済産業省	
法務省	

④ IFRS財団の市中協議文書に対する意見の提出について(3/3)

■ JICPAコメント提出

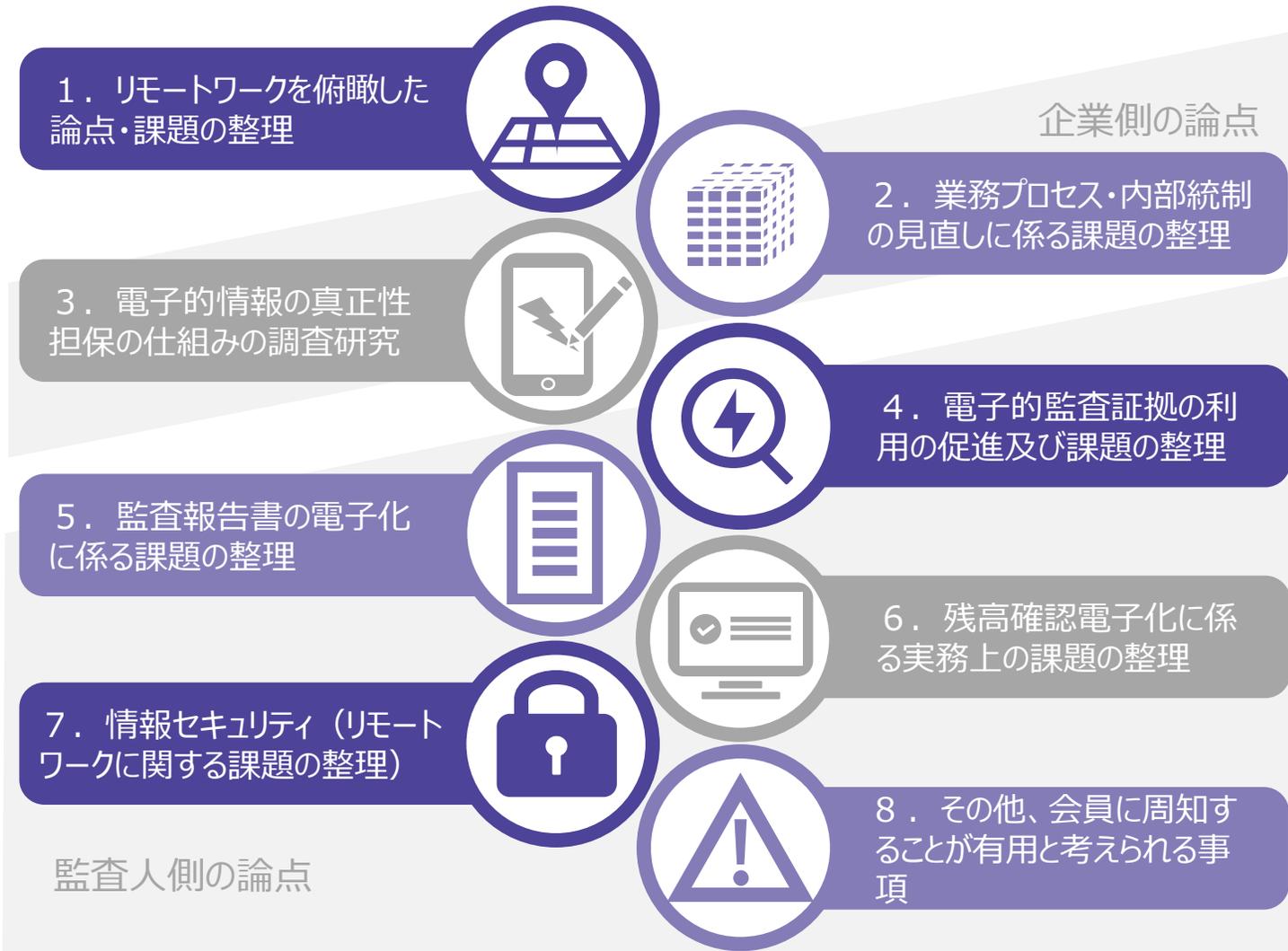
- 資本市場における非財務情報の重要性の高まりと、持続可能な発展に向けた更なる取組の必要性の観点から、サステナビリティ報告に関する一貫性のある基準開発を進める方針、そのために、IFRS 財団にサステナビリティ報告に関する基準設定主体を新たに設置するという提案を歓迎し支持
- 本市中協議文書の提案のうち、我々が特に重要と考えている点は以下の5つ
 - ① 資本市場参加者のニーズを反映したサステナビリティ報告の基準設定の目的明確化と合意
 - ② 目的達成に向けた戦略プランの策定
 - ③ サステナビリティ基準審議会のグローバルなガバナンス・多様性の確保
 - ④ 財務報告に関するミッション達成に向けた継続的取組
 - ⑤ 情報の信頼性と保証可能性の確保

業界の国内外の動向について

2. 監査関連業務の取組み状況

① リモートワーク環境下における監査 への対応

施策の全体像



- ◆ リモートワークに関連した論点について、検討を行っている。
- ◆ リモートワーク環境下においては、従来の基準で想定していなかったような新たな対応が監査人に求められている。監査人向けの成果物については、あくまで監査人が実務を行う上での留意事項を示したものであり、新たな要求事項ではない。
- ◆ 今般、「6. 残高確認電子化に係る実務上の課題の整理」及び「8. その他、会員に周知することが有用と考えられる事項」に対応した留意事項を12月に公表している。

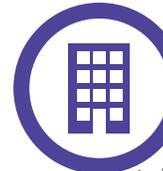
「電子的媒体又は経路による確認に関する監査上の留意事項」について

- 「6. 残高確認電子化に係る実務上の課題の整理」に対応し、「電子的媒体又は経路による確認に関する監査上の留意事項～監査人のウェブサイトによる方式について～」を取りまとめた。



監査人側のメリット

- ◆ 作業の迅速化、効率化
- ◆ 回収期間の短縮、回収率の向上
- ◆ 人為的ミスの削減
- ◆ 紙資源の削減



企業側のメリット

- ◆ 確認状の受取・記入・返送といった事務負担の低減
- ◆ リモートワーク環境下においても対応可能

◆ 電子的確認のプラットフォームの利用を促し、そのメリットを享受するために、

◆ 電子特有のリスク（なりすまし等）に対応するための留意事項を取りまとめたもの

想定される対応例	監査人のウェブサイトによる確認に伴うリスク			
	(1) 回答が適切な情報源から得られていないリスク	(2) 確認回答者が回答権限をもっていないリスク	(3) 情報伝達の完全性（インテグリティ）が確保されないリスク	(4) 確認回答者が回答内容を否認するリスク
(例1) 確認回答における複数者の関与 ・・・確認回答者を複数名とし、回答担当者の回答をその上席者又は経理担当者を経て回答するように確認回答の経路を設定する	◎	◎		
(例2)～(例9)・・・			

「リモート棚卸立会の留意事項」について

- 「8. その他、会員に周知することが有用と考えられる事項」に対応し、新型コロナウイルス感染症拡大の状況の下、監査人がリモート棚卸立会を実施するにあたり監査人が考慮すべき事項を取りまとめた。

リモート棚卸立会とは…

- ◆ 被監査会社が実地棚卸を実施して、
- ◆ その実施状況及び実地棚卸の立会に必要な情報を
- ◆ 監査人と被監査会社との間で送受信することにより、遠隔地から棚卸立会を実施すること

	実地棚卸の立会	リモート棚卸立会
実地棚卸	被監査会社が実施	同左
立会の手法	監査人が自らの目で直視	監査人が送受信に関する技術を利用して間接的に目視

《主な内容》リモート棚卸立会について…

- ◆ 具体的な実施方法を例示で紹介
(例)・被監査会社が実地棚卸の状況をビデオカメラにより撮影して電話回線を経由して監査人に実況
・状況によってはビデオカメラの内蔵されたスマートフォンのような携帯電話機を活用
- ◆ 対象先の選定に係る留意事項を解説
- ◆ 検討すべき重要な虚偽表示リスクの評価について解説
- ◆ 十分かつ適切な監査証拠を入手するための考慮事項について解説

② 品質マネジメント基準に関する対応

ISQMの目的等

IAASBにとっての重点課題：基準の適用の柔軟性の確保

- IAASBの策定する国際基準は、全ての業務に対して適用可能であることが必要
- 監査事務所の規模や複雑性にかかわらず、基準が全ての監査事務所に適合することが必要



監査事務所の品質管理システムの厳格性を向上し、かつ、現行のISQCの適用の柔軟性の問題に対処するため



積極的な（Proactive）品質マネジメントを奨励する新しい品質マネジメント・アプローチを採用



【ISQM 1】

- 監査事務所による、品質に対するリスクのマネジメントにフォーカスした新しいアプローチ
（品質目標の設定→品質リスクの識別と評価→対応のデザインと適用）
- 品質マネジメント（quality management）という新しい用語を使用

【ISA220】

- 品質マネジメントの原則を監査業務レベルの要求事項に組み込み

ISQMの目的等

- ISQM 1の目的は、「監査事務所の目的」と「品質マネジメントシステムの目的」で構成 (ISQM1第14項)

監査事務所の目的

品質マネジメントシステムをデザイン、適用及び運用すること



品質マネジメントシステムの目的

以下を合理的に確保(reasonable assurance)すること

- 監査事務所及び専門要員が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守する責任を果たし、当該基準及び要求事項に従って業務を実施すること
- 監査事務所又は業務執行責任者が状況に応じた適切な報告書を発行すること

(注：現行のISQC 1の目的と同様)

- 本ISQMは、監査事務所が主体的に実施する業務の品質を管理するように、相互に結びつき調整された方法により、品質マネジメントシステムの構成要素をデザイン、適用及び運用する際に、リスク・アプローチを適用することを監査事務所に要求する。(A4項参照)

ISQM 1の目的

ISQMシリーズ対応全体像

会議体

ISQMタスクフォース
(メンバーはスライド20参照)

ISQMコアメンバー

(小倉副会長、志村常務理事、長塚委員長、尾崎起草委員長、島起草委員長、福山起草委員長)

監査基準委員会

監査業務における
品質マネジメント
起草委員会
(ISA220起草)

品質管理基準委員会

監査事務所における
品質マネジメント
起草委員会
(ISQM 1 起草)

審査起草委員会
(ISQM 2 起草)

役割

協会としての大きな方向性の検討
金融庁対応

各起草委員会の運営管理

品基報及び監基報の起草

ISQMタスクフォースメンバー

役割	メンバー
協会としての大きな方向性の検討 金融庁対応 ・ 業界全体への影響（適用時期等） ・ 準大手・中堅・中小への影響 ・ 学校、非営利への影響 等	手塚 正彦 会長
	柳澤 義一 副会長（社会応援）
	小暮 敏和 副会長（自主規制）
	武内 清信 副会長（社会応援）
	小倉 加奈子 副会長（監査・企業会計・企業情報開示）
	佐藤 久史 専務理事
	秋山 修一郎 常務理事（非営利法人）
	志村 さやか 常務理事（監査基準・品質管理基準）
	戸張 実 常務理事（学校法人）
	西田 俊之 常務理事（倫理）
	伏谷 充二郎 常務理事（品質管理）
南 成人 常務理事（中小事務所支援）	

監査基準委員会報告書の改正予定と IAASBの作業計画について

1. 監査基準委員会報告書等の改正予定

監査基準委員会報告等の改正予定

監基報等	改正等の概略	2020年			2021年				
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
監基報720改正 + 適合修正	監査報告書にその他の記載内容に関する改正	ED			確定				
監基報540改正 + 適合修正	会計上の見積りの高度化・複雑化に対応した監査の精緻化に関する改正	ED			確定				
監基報610改正	ダイレクト・アシスタンス	ED			確定				
監基報315改正 + 適合修正	固有リスクと統制リスクを個別に評価する等に関する改正					ED		確定	
監基報序（用語集）改正	2016年1月以降の監基報改正等の反映					ED			確定
監基報220改正	IAASBから公表予定のISA220（改訂）を踏まえた改正の検討				起草	起草	起草	起草	起草
品基報第1号改正	IAASBから公表予定のISQM1（監査事務所における品質マネジメント）を踏まえた改正の検討			起草	起草	起草	起草	起草	起草
品基報第2号（新設）	IAASBから公表予定のISQM2（審査）を踏まえた品基報の検討				起草	起草	起草	起草	起草
監基報810改正	2018年7月の改訂監査基準の対応に関する改正						ED		確定
監査役協会 共同研究報告改正	KAMやその他の記載内容等に関する改正				ED			確定	

※ED：公開草案公表、確定：確定版公表、起草：起草委員会における検討

監査基準委員会報告書の改正予定と IAASBの作業計画について

2. IAASBの作業計画

2020年以降に開始予定の主なプロジェクト

- **複雑でない企業(Less Complex Entity: LCE)の監査**

- ▶ ISAとは別に、LCEの監査向けの別基準の開発を始めることで合意。2020年12月にプロジェクト・プロポーザルを承認。2021年6月に公開草案の承認を行う予定

- **監査証拠**

- ▶ ①職業的懐疑心、②テクノロジー、③情報の多様化の観点から、ISA 500「監査証拠」の改訂を行うプロジェクト
- ▶ 2020年12月にプロジェクト・プロポーザルを承認。2022年3月に公開草案の承認予定（2021年12月から変更）

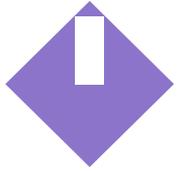
- **その他、2020年以降開始のプロジェクト**

- ▶ 不正（2021年9月にプロジェクト・プロポーザル承認予定（2021年6月から変更））
- ▶ 継続企業（2021年12月にプロジェクト・プロポーザル承認予定（2021年9月から変更））
 - ◆ 2020年9月15日付けで、財務諸表監査における不正、継続企業の期待ギャップに関するディスカッション・ペーパー（DP）が公表された（コメント期限：2021年2月1日）。本DPに対するJICPAのコメントについて、関係者と意見交換を行った。

2020年から2022年の主なスケジュール

プロジェクト名	2020年				2021年				2022年	
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2
現在基準・ガイダンス策定作業中のプロジェクト										
品質マネジメント (ISQM 1/ISQM 2/ISA 220)			承認	PIOB						
ISA 600「グループ監査」の改訂		ED					承認	PIOB		
EER Assurance (拡張された外部報告に対する保証)	ED				承認					
2020年以降開始のプロジェクト										
LCEの監査 (別基準の策定・ISAの見直し)				PP		ED				
監査証拠				PP					ED	
不正							PP			
継続企業								PP		

※ PP: IAASBボードでのプロジェクト・プロポーザルの承認、ED: IAASBボードでの公開草案承認
承認: IAASBボードでの最終基準承認、PIOB: PIOBによる最終承認



The Japanese Institute of
Certified Public Accountants

監査基準委員会有識者懇談会

2021/1/21

配布資料No. **830**

改正監査基準委員会報告書315 「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」 (公開草案) の概要

日本公認会計士協会

2021年〇〇月〇〇日

改正の背景

国際監査基準の改正

1. 現行ISA315の適用の問題点

IAASBによる適用モニタリングにおいて、現行ISA315の一貫した適用に問題がある（実務のばらつきが存在する）可能性があるとの指摘がなされていた。また、IT全般統制に関する指針が十分でない懸念が生じていた。

2. 監督機関の検査による指摘

IFIAR（監査監督機関国際フォーラム）、公認会計士・監査審査会の「監査事務所検査結果事例集」及び日本公認会計士協会の「品質管理委員会年次報告書」において、リスク評価手続が適切に実施されていない旨の指摘があり、監査品質向上のために、リスク評価手続に関する監査の基準の改正が必要であった。

監査基準の改訂

2020年11月11日付で公表された、「監査基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会）（以下「改訂監査基準」という。）において、リスク・アプローチの強化について、主に以下の改訂がなされている。

- ① 基本的なリスク・アプローチの概念や考え方は現行の監査基準を踏襲しつつも、「固有リスクと統制リスクを分けて評価する」とこととされた。
- ② 特別な検討を必要とするリスクについて、虚偽の表示が生じる可能性と当該虚偽の表示が生じた場合の金額的及び質的影響の双方を考慮して、固有リスクが最も高い領域に存在すると評価したリスクと再定義された。

【適用時期】

改訂監査基準のリスク・アプローチの強化については、2023年3月決算に係る財務諸表の監査から実施するとされており、それ以前の決算に係る財務諸表の監査から実施することを妨げない、とされている。

現行監基報315からの主な変更点（その1）

1. 重要な虚偽表示リスクの識別と評価の強化、適用の一貫性の確保

- (1) 「固有リスク要因」等の新たな概念の導入 P.5及び6参照
- (2) リスク評価手続の明確化
 - ①固有リスクと統制リスクを分けて評価する P.7参照
 - ②リスク評価等に関する要求事項のフロー P.8参照
 - ③デザインの評価と業務への適用の判断の範囲等 P.9参照
 - ④識別が求められる重要な虚偽表示リスク P.10参照
 - ⑤特別な検討を必要とするリスク P.11参照
 - ⑥財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク P.12参照
- (3) 重要な取引種類、勘定残高又は注記事項の網羅性の検討 P.13参照

【リスク評価の見直しについて】

改正監基報315のリスク・アプローチの基本的な概念や考え方は、現行監基報315と変更はないが、重要な虚偽表示リスクの識別と評価を行う際に一貫性をもって適用できるよう、強化と明瞭化を図った。

現行監基報315からの主な変更点（その2）

2. 企業の内部統制システムの理解に係る適用の一貫性の確保

- (1) 内部統制に関する用語の明瞭化（「**内部統制**」と「**内部統制システム**」） P.14参照
- (2) 内部統制システムの5つの構成要素の理解の範囲の明確化 P.15参照
- (3) IT関連
 - ① 用語の定義 P.16参照
 - ② IT全般統制の識別と評価 P.17参照
 - ③ IT全般統制の識別と評価の流れ P.18参照

3. 適用される財務報告の枠組みの理解 P.19参照

4. 適用の柔軟性 P.20参照

5. 職業的専門家としての懐疑心の強調 P.21参照

【監基報タイトルの変更について】

現行監基報315のタイトル「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」を、改正監基報315において、「**重要な虚偽表示リスクの識別と評価**」に変更している。

「企業及び企業環境の理解を通じた」を削除した趣旨は、現行監基報315において「企業及び企業環境の理解」に含められていた「適用される財務報告の枠組みの理解」と「内部統制の理解」の重要性を強調するとともに、「理解」よりも「**重要な虚偽表示リスクの識別と評価**」に重点を置くことを示すことにある。

現行監基報315からの主な変更点（その3）

基本的な構造に変更はないが、主に(1)重要な虚偽表示リスクの識別及び評価、(2)内部統制システムの理解（ITを含む）及び(3)適用される財務報告の理解に関して修正するとともに、起草の方針についても、要求事項には実施しなければならない事項のみ記載し、その理由、具体的な方法については適用指針で記載するように変更している。

また、企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムを理解するための追加の考慮事項について、付録としてとりまとめている。

項目	改正監基報315	現行監基報315
1. リスク評価手続とこれに関連する活動	第12項～第17項	第4項～第9項
2. 企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムの理解	第18項～第26項	第10項～第23項
3. 重要な虚偽表示リスクの識別と評価	第27項～第36項	第24項～第30項
4. 監査調書	第37項	第31項
適用指針	A1～A226	A1～A150
付録1 企業及びそのビジネスモデルを理解するための考慮事項	付録1	—
付録2 固有リスク要因の理解	付録2	付録2 重要な虚偽表示リスクを示唆する状況と事象
付録3 企業の内部統制システムの理解	付録3	付録1 内部統制の構成要素
付録4 企業の内部監査機能を理解するための考慮事項	付録4	—
付録5 情報技術（IT）を理解するための考慮事項	付録5	—
付録6 IT全般統制を理解するための考慮事項	付録6	—

主な改正点1(1)「固有リスク要因」等の新たな概念の導入(その1)

関連するアサーション

取引種類、勘定残高又は注記事項に係るアサーションのうち、重要な虚偽表示リスクが識別されたアサーションをいう。アサーションが「関連するアサーション」であるかどうかの判断は、関連する内部統制を考慮する前に行われる（すなわち固有リスク）。（第11項(5)及びA2項参照）

重要な虚偽表示リスクの識別の網羅性の強化のために導入

重要な取引種類、勘定残高又は注記事項

関連するアサーションが一つ以上存在する取引種類、勘定残高又は注記事項をいう。（第11項(8)参照）

情報システムの理解の範囲及びリスク対応手続の範囲の明瞭化のために導入

固有リスク要因

関連する内部統制が存在しないとの仮定の上で、不正か誤謬かを問わず、取引種類、勘定残高又は注記事項に係るアサーションにおける虚偽表示の生じやすさに影響を及ぼす事象又は状況の特徴をいう。（第11項(6)、A3、A74及び付録2）

虚偽表示の発生可能性と影響の度合いの理解・評価の強化のために導入

以下において考慮を要求

1. 企業及び企業環境並びに適用される財務報告の枠組みの理解（第18項(3)）
2. 固有リスクの評価（第30項(2)）

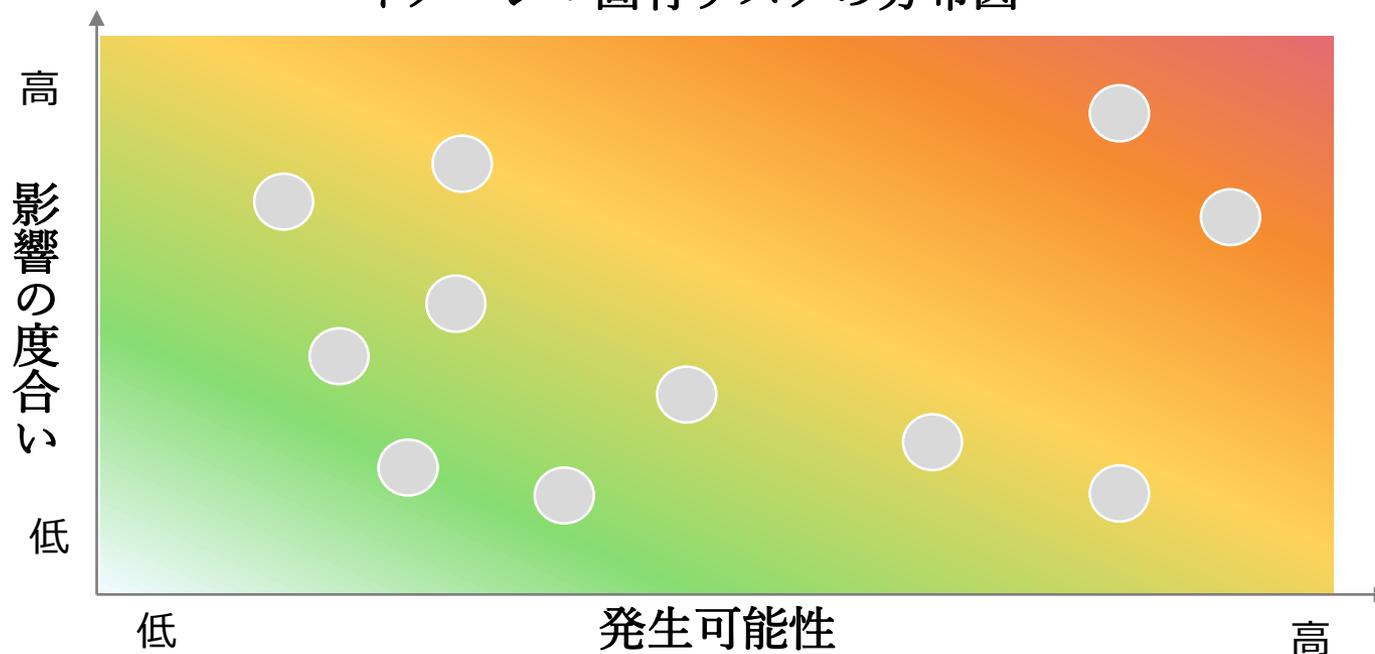
主な改正点1(1)「固有リスク要因」等の新たな概念の導入(その2)

固有リスクの分布

評価した固有リスクの程度は高いものから低いものまで様々であり、本報告書ではこれを固有リスクの分布（境界線がなく無段階に連続的に変化する固有リスクの分布）と呼んでいる。（第5項参照）

虚偽表示の発生可能性と影響の度合い、また、固有リスク要因を考慮する際の枠組みとして、重要な虚偽表示リスクの識別と評価の一貫性強化のために導入

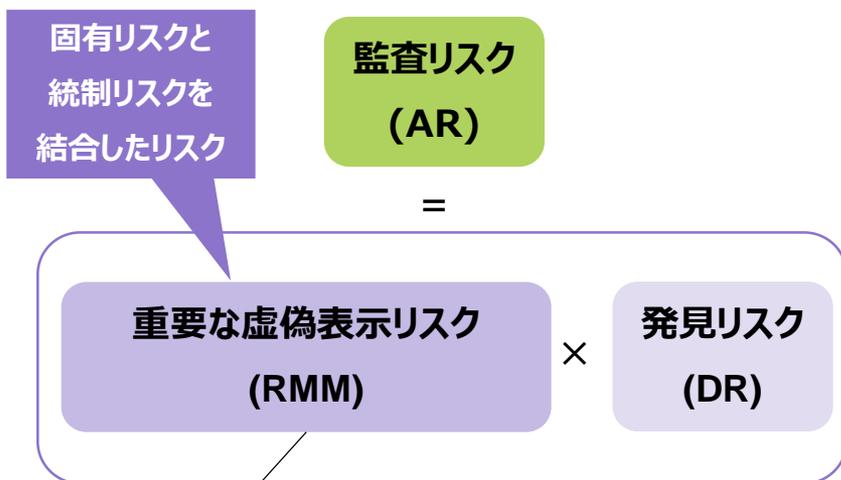
イメージ：固有リスクの分布図



主な改正点1(2) リスク評価手続の明確化

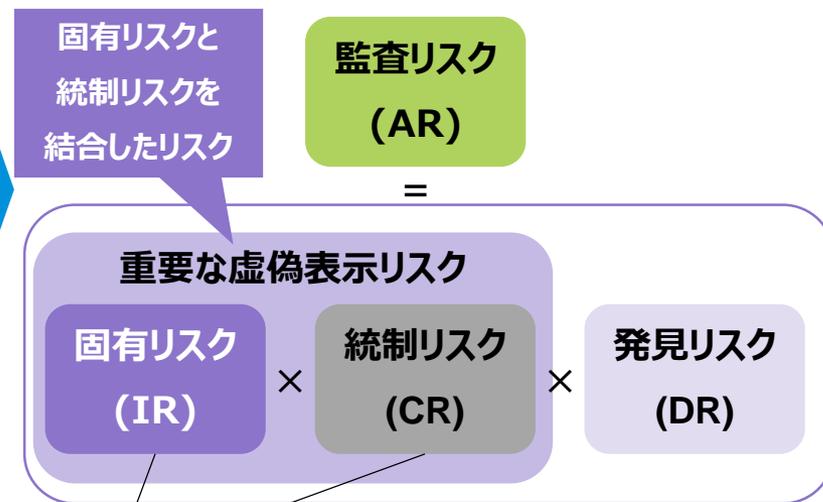
① 固有リスクと統制リスクを分けて評価する

- 現行監基報200「財務諸表監査における総合的な目的」A39項において、固有リスクと統制リスクを別々に評価することも両者を合わせて評価することも認められていた。



両者を合わせて評価することが認められている結果、内部統制の運用評価手続を適切に実施することなく、内部統制に依拠している場合が見受けられた。

- 改正監基報315第5項及び第30項において、固有リスクと統制リスクとに分けて評価することが要求されている。

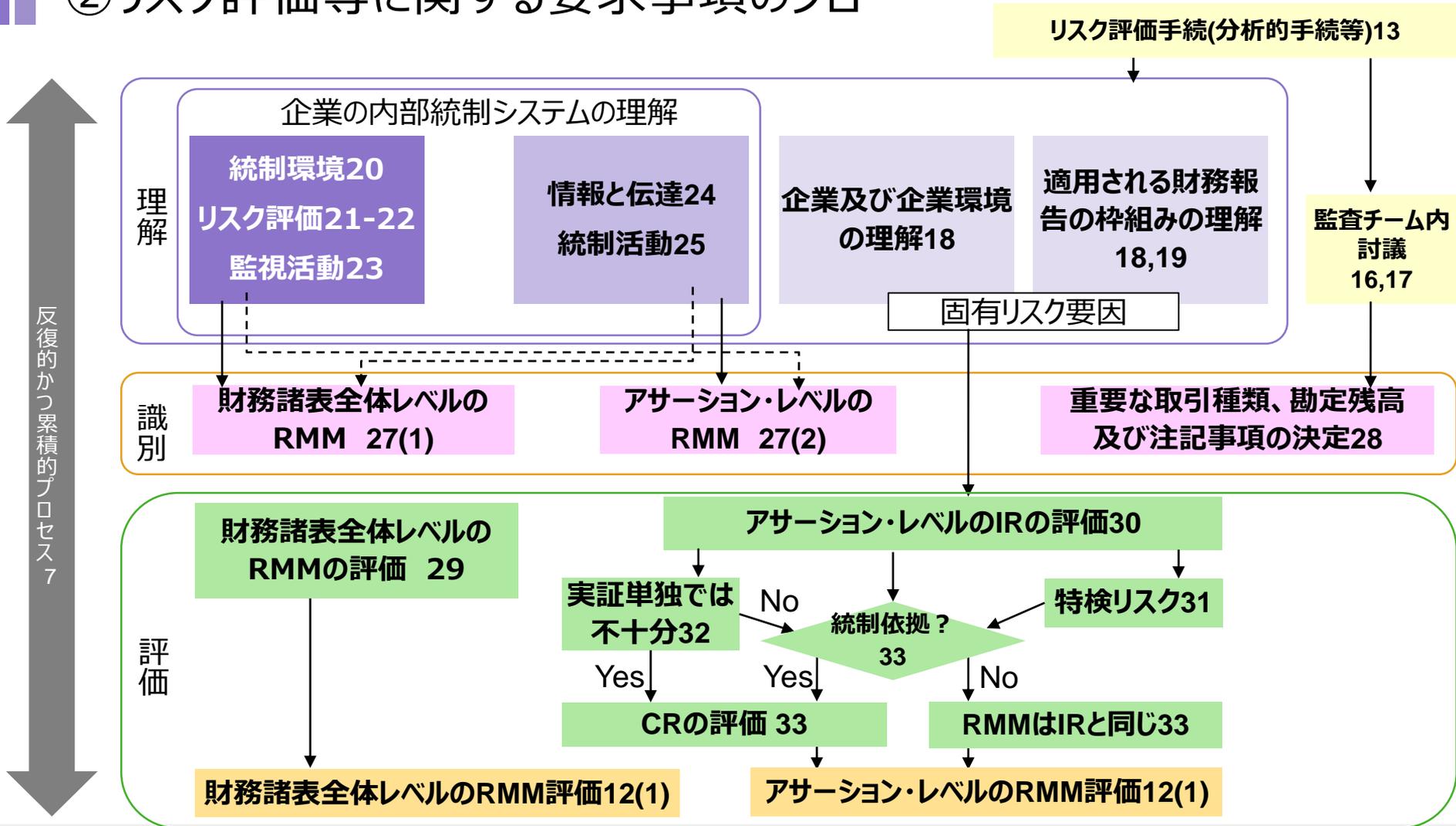


重要な虚偽表示リスクへの適切な対応を行うためには、固有リスクが適切に評価されていることが非常に重要

主な改正点1(2) リスク評価手続の明確化

②リスク評価等に関する要求事項のフロー

注：下記図表の数字は、改正監基報315の項番号を表す。



主な改正点1(2) 新たな概念等によるリスク評価

③デザインの評価と業務への適用の判断の範囲等

■ 現行監基報315第12項では、

「監査に関連する内部統制を理解する際」に、内部統制のデザインを評価し、業務に適用されているかどうかについて評価が求められているが、その目的・範囲・手続等が必ずしも明確ではない。

■ 改正監基報315では、

- ①特別な検討を必要とするリスクに対応する内部統制
- ②仕訳入力に関する内部統制
- ③運用評価手続の実施を計画している内部統制
- ④監査人が評価することが適切と考えるその他の内部統制（実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスクに対応する内部統制を含む）
- ⑤上記の内部統制に関連するITアプリケーション及び関連するその他のIT環境で、ITの利用から生じるリスクに対応するIT全般統制

について、デザインの評価、及び、業務に適用されているかどうかについて判断が要求されている。
（第25項(4)、A139項・A140項）

主な改正点1(2) 新たな概念等によるリスク評価

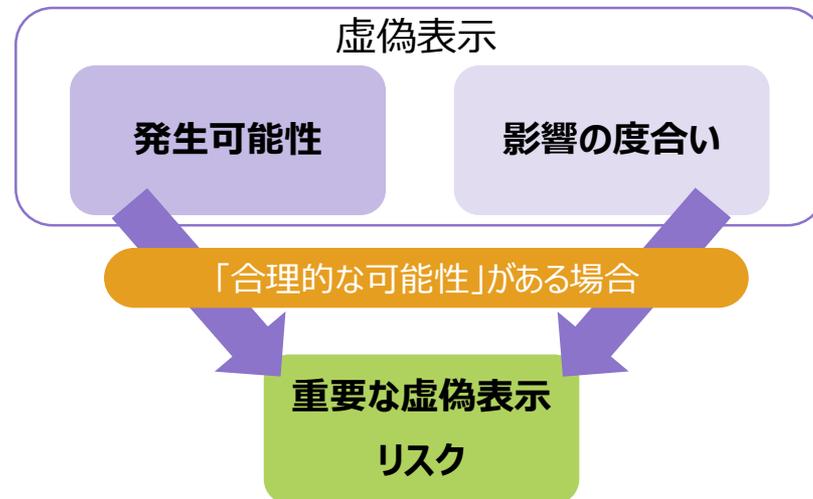
④ 識別が求められる重要な虚偽表示リスク

- 現行監基報200「財務諸表監査における総括的な目的」第12項(10)の「重要な虚偽表示リスク」の定義では、

識別が求められるアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに関する適用指針の定めがなかった。

- 改正監基報315の適合修正において、

監基報200第12項に適用指針を追加し、重要な虚偽表示リスクが存在するのは、(1) 虚偽表示の発生(すなわち、**発生可能性**)と(2) 虚偽表示が発生した場合の重要性(すなわち、**影響の度合い**)が、「**合理的な可能性**」がある場合であることを明確にした。(改正監基報200.A15-2)



主な改正点1(2) 新たな概念等によるリスク評価

⑤特別な検討を必要とするリスク

- 特別な検討を必要とするリスクの決定が実務で一貫していないことが指摘されている。
- 原因の一つとして、現行監基報315においては、以下のように特別な検討を必要とするリスクの性質を説明していないことが挙げられる。※

- ・ 現行監基報315第3項(3)の定義では「識別し評価した重要な虚偽表示リスクの中で、特別な監査上の検討が必要と監査人が判断したリスクをいう。」とされており、リスクへの対応の説明になっている。

(※)他の監査基準委員会報告書の要求事項にしたがって特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うこととされた重要な虚偽表示リスクについても、特別な検討を必要とするリスクとなる。

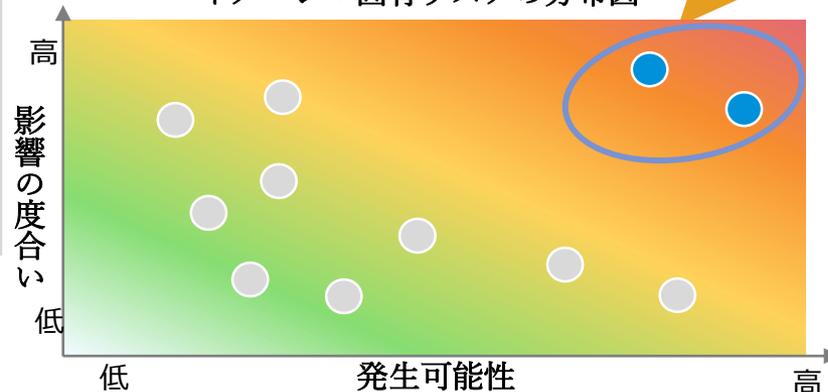
- 改正監基報315第11項(10)の定義では、リスクの性質にフォーカスした定義に変更している。

以下のような重要な虚偽表示リスクをいう。

- ① 固有リスクが、固有リスクに関する連続したリスクの程度の上限に近い位置にあると評価された重要な虚偽表示リスク
- ② 他の監査基準委員会報告書の要求事項にしたがって特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うこととされた重要な虚偽表示リスク

特別な検討を必要とするリスク

イメージ：固有リスクの分布図



主な改正点1(2) 新たな概念によるリスク評価等

⑥財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク

- 現行監基報315第24項において、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクの識別と評価を求めているが、その方法やアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクとの関係について説明していない。
- 改正監基報315において、識別した財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクの評価において実施する事項及びその理由等を明確にした。
- 以下を実施することを明記（第29項）
 - (1) 当該リスクが、アサーション・レベルのリスクの評価に影響を及ぼすかの判断
 - (2) 当該リスクが、財務諸表に対して及ぼす広範な影響の内容とその程度を評価
- 適用指針において評価を実施する理由を明示
 - 監基報330に従った全般的な対応が必要となるかどうかを判断する。（A180項）
 - アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを評価し、リスク対応手続を立案する際にも役立つことがある。（A181項）
- 適用指針において内部統制システムに関する理解（特に、統制環境の不備）の影響を受けることを説明（A182項）

主な改正点1(3)

重要な取引種類、勘定残高及び注記の識別の網羅性の検討

- 改正監基報315第35項において、重要な取引種類、勘定残高及び注記の識別の網羅性の検討を要求した（新設）。また、監基報330第17項及びA41項・A41-2項において改正監基報315第35項との関連性を明確にした。

重要な(significant)
取引種類、勘定残高
及び注記事項

関連するアサーション(※)が一つ以上存在する取引種類、勘定残高又は注記事項をいう。(第11項(5))

(※) 関連するアサーション = 重要な虚偽表示リスクが識別されたアサーション



重要な虚偽表示リスクが識別された取引種類、勘定残高及び注記事項

関連するアサーションを
識別していないが**重要
性のある(material)**取
引種類、勘定残高又
は注記事項

重要な虚偽表示リスクが識別されて**いない**取引種類、勘定残高及び注記事項であるが、量的又は質的に**重要なもの**

関連するアサーションに関する当該評価 が引き続き適切であるかどうかを評価することを要求 (第35項)

主な改正点2(1) 内部統制に関する用語の明瞭化

- 改正監基報315において、「内部統制(Controls)」(第11項(11))及び「内部統制システム(System of Internal Control)」(第11項(12))の2つの概念を定義した(現行監基報315においては、「内部統制(Internal control)」という用語にこの2つの概念が含まれていた。)

内部統制システム (第11項(12))

- ・整備にはデザインと業務への適用を含む旨を明記
- ・以下の五つの相互に関連した要素から構成されることを明記
 - ① 統制環境
 - ② 企業のリスク評価プロセス
 - ③ 内部統制システムを監視する企業のプロセス
 - ④ 情報システムと伝達
 - ⑤ 統制活動

内部統制 (第11項(11)、A7項～ A10項)

- 企業が、経営者又は監査役等の統制目的を達成するために策定する方針又は手続
- (1)方針とは、統制を遂行するために、組織内ですべきこと又はすべきでないことを示すものをいい、文書化されていることもあれば、伝達の中で明示的に述べられていることもあり、行為や意思決定を通じて黙示的に示されていることもある。
 - (2)手続とは、方針を実行するための具体的な行為をいう。

主な改正点2(2) 5つの構成要素の理解と評価の範囲を明確化

- 内部統制の理解の目的、理解が要求される範囲が不明瞭との指摘に対応するため、内部統制システムの5つの構成要素を二つに分類して整理。

項目	分類	改正監基報315
1. 統制環境	<ul style="list-style-type: none"> ・主に間接的な内部統制 (A84項) ・他の構成要素における内部統制の有効性に影響を与える (A85項) ・不備は財務諸表の作成に広範な影響を及ぼす可能性 (A86項) 	第20項、A87項～A96項
2. 企業のリスク評価プロセス		第21項・第22項、A97項～A101項
3. 内部統制システムを監視する企業のプロセス		第23項、A102項～A110項
4. 情報システムと伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・主に直接的な内部統制 (A111項) ・アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価することに役立つ (A112項) ・監査人の理解及び評価の反復性(A113項～A118項) 	第24項、A119項～A134項
5. 統制活動		第25項、A135項～A169項

理解と評価の明確化

1. 統制環境
2. 企業のリスク評価プロセス
3. 内部統制システムを監視する企業のプロセス

- ・各構成要素について理解が求められる項目をより具体的に記載
- ・各構成要素について評価が求められる項目を記載

4. 情報システムと伝達
5. 統制活動

- ・情報システムと伝達について理解と評価の項目をより具体的に記載
- ・統制活動について、デザインと業務への適用の評価を要求する項目を明示
 - ① 特別な検討を必要とするリスクに対応する内部統制
 - ② 仕訳入力に関する内部統制
 - ③ 運用評価手続の実施を計画している内部統制。実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスクに対応する内部統制。
 - ④ 監査人が評価することが適切と考えるその他の内部統制
 - ⑤ ITの利用から生じるリスクに対応するIT全般統制

主な改正点2(3) IT関連 ①用語の定義

- 企業によるITの利用の進化に応じた基準の強化を実施し、ITに関連する定義を設定

情報処理統制 (第11項(9)及びA5 項参照)

情報のインテグリティ（すなわち、取引及びその他の情報（データ）の網羅性、正確性、正当性）のリスクに直接対処する、企業の情報システムにおけるITアプリケーションの情報処理又は手作業による情報処理に関連した統制のことをいう。

IT全般統制 (第11項(2)参照)

IT環境の継続的かつ適切な運用を支援する企業のITプロセスに係る統制のことをいう。IT環境の継続的かつ適切な運用には、継続して有効に機能する情報処理統制及び企業の情報システム内の情報のインテグリティ（すなわち、情報（データ）の網羅性、正確性、正当性）の確保が含まれる。

IT環境 (第11項(1)参照)

ITアプリケーションやそれを支援するITインフラストラクチャーのみならず、ITプロセスやそれらのITプロセスに関わる要員も含むものをいい、これらは、企業が事業運営の支援や事業戦略を達成するために用いるものである。

主な改正点2(3) IT関連 ②IT全般統制の識別と評価

- IT全般統制に関する指針が十分でないとの懸念に対応するため、統制活動の理解の一貫として、ITの利用から生じるリスクに対応するIT全般統制の識別、デザインと業務への適用の評価を要求

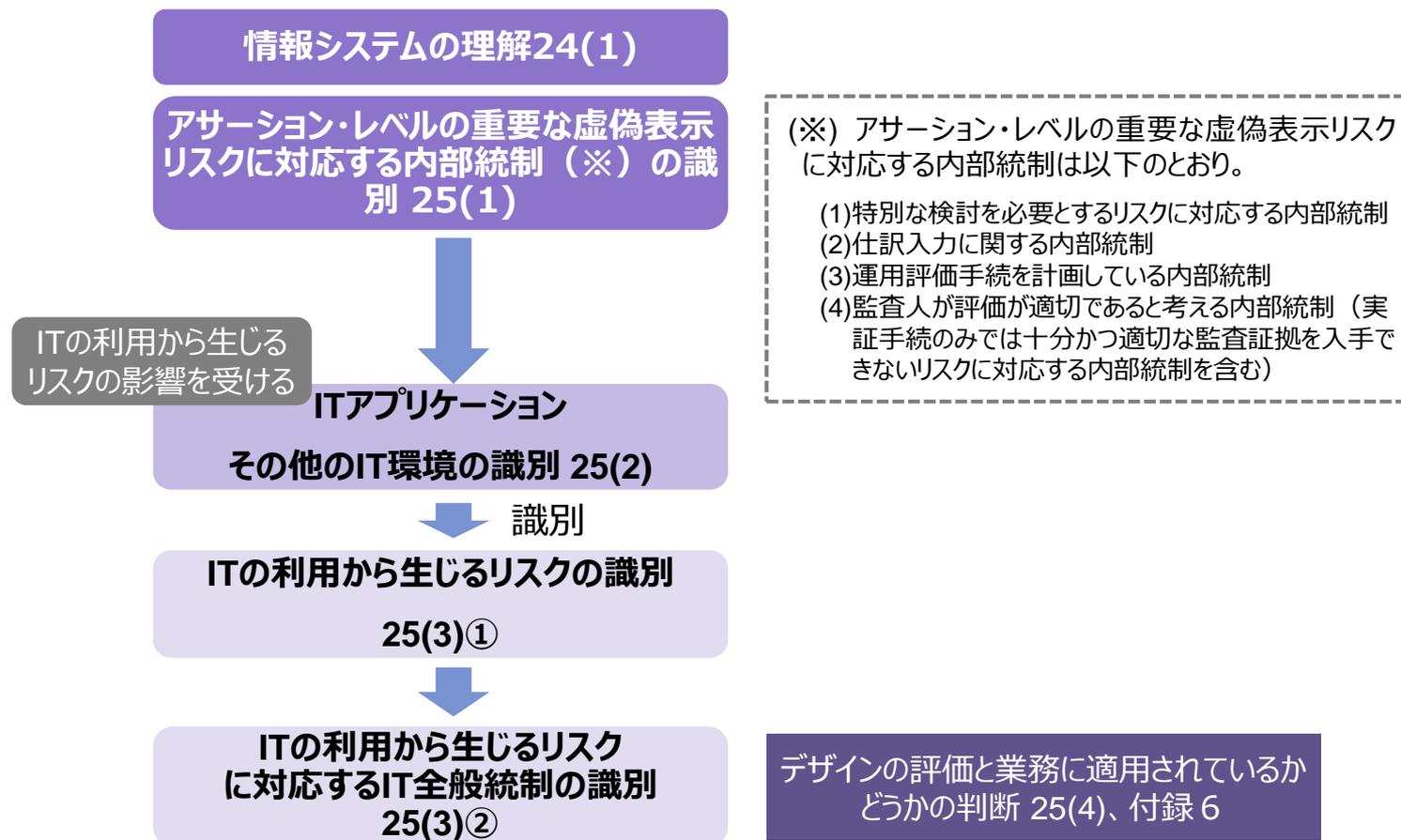
項目	内容	改正監基報315
1. 情報システムと伝達における情報システムの理解の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 以下の理解を要求 <ol style="list-style-type: none"> ①企業の情報システムにおける情報の流れ ②①に関連する会計記録、その他の裏付けとなる記録 ③注記事項を含む、財務諸表を作成するプロセス ④上記①から③に関連するIT環境を含む企業の経営資源 	第24項 A119項～A131項 付録5：ITを理解するための考慮事項
2. 統制活動の理解における、ITの利用から生じるリスクに対応するIT全般統制の識別	<ul style="list-style-type: none"> 以下の理解を要求 <ol style="list-style-type: none"> ①アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対応する内部統制について、ITの利用から生じるリスクの影響を受けるITアプリケーション及び関連するその他のIT環境の識別 ②①について、「ITの利用から生じるリスク」と「リスクに対応するIT全般統制」を識別 	第25項(1)～(3) A138項, A154項～A162項 付録6：IT全般統制を理解するための考慮事項
3. 識別したIT全般統制の個々の内部統制の評価	<ul style="list-style-type: none"> 質問に加えて、他の手続を実施することにより、内部統制が業務に適用されているかを判断 	第25項(4) A168項

付録5：ITアプリケーション及び関連するその他のIT環境の特徴の例示並びにITの利用から生じるリスクが高くなるそれらの特徴に関するガイダンス

付録6：一般的に実施されるIT全般統制の内容についての詳細な説明と、IT全般統制の各プロセスの例示

主な改正点2(3) IT関連 ③IT全般統制の識別と評価の流れ

- 改正監基報315において、IT関連は独立した項目としてではなく、主に統制活動の理解の一貫として整理され、IT全般統制を識別する場合を明瞭化している。



主な改正点3 適用される財務報告の枠組みの理解

- 現行監基報315第10項(1)では、企業に関連する産業、規制等の外部要因として、「適用される財務報告の枠組み」を理解することを要求していた。



- 改正監基報315では、適用される財務報告の枠組みの理解の重要性を強調するため、「(1)企業及び企業環境に関する事項」から独立した項目として理解を要求（第18項(2)）
- 企業の会計方針及びその変更がある場合にはその理由も合わせて理解することを要求（第18項(2)）
- 適用される財務報告の枠組みに従って財務諸表を作成する過程で、固有リスク要因がどのように及びどの程度、アサーションにおける虚偽表示の生じやすさに影響を及ぼすか、について理解を要求（第18項(3)）

主な改正点4 適用の柔軟性

- 現行監基報315の適用指針において「小規模企業に特有の考慮事項」が含まれていた。
(企業の複雑性について明瞭な記載がなかった)



- 改正監基報315第9項において、
 - ✓ 「適用の柔軟性」として、必要に応じて、複雑でない企業と複雑な企業の双方に特有の特別な考慮事項を適用指針に記載している旨を明示
 - ✓ 企業の規模がその複雑性の指標となる場合もあるが、小規模企業が複雑である場合も、大規模企業が複雑でない場合もある点を明示
- 改正監基報315において、「**適用の柔軟性**」という見出しを付けて関連する適用指針に明示

主な改正点5 職業的専門家としての懐疑心の強調

- 現行監基報315において、職業的懐疑心については、適用指針A115(内部監査機能)とA126(重要な虚偽表示リスクの識別のプロセス)に記載されていた



- 改正監基報315第3項において、監査基準委員会報告書200が、職業的懐疑心を保持して監査を計画し実施することを要求している旨を明示した。
- 適用指針において職業的懐疑心に関して記載を追加
 - A12-A14項 (リスク評価手続とこれに関連する活動)
 - A40項 (監査チーム内の討議)
 - A45項 (企業及び企業環境並びに適用される財務報告の枠組みの理解が必要となる理由)
 - A77項 (固有リスク要因がアサーションにおける虚偽表示の生じやすさにどのように影響を及ぼすか)
 - A217項 (リスク評価手続から得られた監査証拠の評価)
 - A223項 (監査調書)

適合修正（関連する監査基準委員会報告書の改正）（その1）

今回の監基報315の改正では、以下20本が適合修正の対象となる。(続く)

1. 監査基準委員会報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」
2. 監査基準委員会報告書210「監査業務の契約条件の合意」
3. 監査基準委員会報告書230「監査調書」
4. 監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」
5. 監査基準委員会報告書250「財務諸表監査における法令の検討」
6. 監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」
7. 監査基準委員会報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」
8. 監査基準委員会報告書300「監査計画」
9. 監査基準委員会報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」
10. 監査基準委員会報告書402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」

適合修正（関連する監査基準委員会報告書の改正）（その2）

今回の監基報315の改正では、以下20本が適合修正の対象となる。(続き)

- 11.監査基準委員会報告書500「監査証拠」
- 12.監査基準委員会報告書501「特定項目の監査証拠」
- 13.監査基準委員会報告書530「監査サンプリング」
- 14.監査基準委員会報告書540「会計上の見積りの監査」
- 15.監査基準委員会報告書550「関連当事者」
- 16.監査基準委員会報告書600「グループ監査」
- 17.監査基準委員会報告書610「内部監査人の作業の利用」
- 18.監査基準委員会報告書620「専門家の業務の利用」
- 19.監査基準委員会報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」
- 20.監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」



改正監査基準委員会報告書序「監査 基準委員会報告書の体系及び用語」 (公開草案)の概要

改正の背景

- 本報告書は、監査基準委員会報告書（以下「監基報」という。）の体系及び用語法について明確にすることにより、監査基準委員会報告書の全体的な理解に資することを目的としている。
- 監査業務に関連する用語については、品質管理基準委員会報告書、監基報及び関連する監査実務指針並びに保証業務実務指針の「定義」に含まれる用語に、その他、監査の基本的な用語や使用頻度が高く報告書の理解を促進するために必要と考えられる用語を追加して、用語集を示している。



- ✓ 本報告書の最終改正（2016年1月）以降に新設又は改正された監基報等の内容を反映すべく、改正を行う。
- ✓ 加えて、監基報等の「定義」に含まれる用語以外にも報告書の理解を促進するために必要と考えられる用語の説明を追加する。

主な改正内容

■ 新設又は改正された監基報の「定義」に含まれる用語の追加・削除

<追加>

用語	参照箇所
I T全般統制	監基報315第12項(2)
I Tの利用から生じるリスク	監基報315第12項(3)
外部情報源	監基報540第4項(3)
監査上の主要な検討事項	監基報701第7項
関連するアサーション	監基報315第12項(8)
固有リスク要因	監基報315第12項(6)
重要な取引種類、勘定残高及び注記事項	監基報315第12項(8)
情報処理統制	監基報315第12項(9)
その他の記載内容の誤り	監基報720第11項(2)
内部統制システム	監基報315第12項(12)

<削除>

用語	削除理由
業務処理統制	監基報315の改正に伴い削除
財務諸表の構成要素	監基報315の改正に伴い削除
内部統制の構成要素	監基報315の改正に伴い削除

主な改正内容

□ 追加する用語の説明

用語	用語の説明	参照箇所
I T 全般統制	I T 環境の継続的かつ適切な運用を支援する企業の I T プロセスに係る内部統制のことをいう。I T 環境の継続的かつ適切な運用には、継続して有効に機能する情報処理統制、及び企業の情報システム内の情報のインテグリティ（すなわち、情報（データ）の網羅性、正確性、正当性）の確保が含まれる。	監基報315第12項(2)
I T の利用から生じるリスク	企業の I T プロセスにおける内部統制のデザイン若しくは運用が有効でないことにより、情報処理統制が有効にデザイン若しくは運用されない可能性、又は企業の情報システム内の情報のインテグリティ（すなわち、取引及びその他の情報（データ）の網羅性、正確性、正当性）に対し引き起こされるリスクをいう。	監基報315第12項(3)
外部情報源	以下のいずれかに該当する、幅広い利用者の使用に適する情報を提供する外部の個人または組織をいう。 <ul style="list-style-type: none">・ 企業が財務諸表の作成に当たって使用する情報・ 監査証拠として監査人が入手する情報。ただし、外部の個人又は組織が以下のいずれかとして情報を提供する場合、当該情報源に関しては、外部情報源とはみなされない。<ul style="list-style-type: none">・ 経営者の利用する専門家・ 受託会社（監査基準委員会報告書402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」第7項参照）・ 監査人の利用する専門家	監基報540第4項(3)
監査上の主要な検討事項	当年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項をいう。監査上の主要な検討事項は、監査人が監査役等とコミュニケーションを行った事項から選択される。	監基報701第7項

主な改正内容

用語	用語の説明	参照箇所
関連するアサーション	取引種類、勘定残高又は注記事項に係るアサーションのうち、重要な虚偽表示リスクが識別されたアサーションをいう。アサーションが「関連するアサーション」であるかどうかの判断は、関連する内部統制を考慮する前に行われる（すなわち固有リスク）。	監基報315第12項(8)
固有リスク要因	関連する内部統制が存在しないとの仮定の上で、不正か誤謬かを問わず、取引種類、勘定残高又は注記事項に係るアサーションにおける虚偽表示の生じやすさに影響を及ぼす事象又は状況の特徴をいう。固有リスク要因は定性的又は定量的な要因であり、複雑性、主観性、変化、不確実性、経営者の偏向又はその他の不正リスク要因が固有リスクに影響を及ぼす場合における虚偽表示の生じやすさを含んでいる。	監基報315第12項(6)
重要な取引種類、勘定残高及び注記事項	関連するアサーションが一つ以上存在する取引種類、勘定残高又は注記事項をいう。	監基報315第12項(8)
情報処理統制	情報のインテグリティ（すなわち、取引及びその他の情報（データ）の網羅性、正確性、正当性）のリスクに直接対処する、企業の情報システムにおけるITアプリケーションの情報処理又は手作業による情報処理に関連した内部統制のことをいう。	監基報315第12項(9)
その他の記載内容の誤り	その他の記載内容における不正確な記載又は誤解を生じさせる記載（その他の記載内容に開示された事項の適切な理解のために必要な情報を省略している場合又は曖昧にしている場合を含む。）	監基報720第11項(2)
内部統制システム	企業の財務報告の信頼性を確保し、事業経営の有効性と効率性を高め、事業経営に係る法令の遵守を促すという企業目的を達成するために、取締役会、経営者及びその他の企業構成員により、整備（デザインと業務への適用を含む。）及び運用されている仕組みをいう。監査基準委員会報告書においては、内部統制システムは以下の5五つの相互に関連した要素から構成される。	監基報315第12項(12)

主な改正内容

■ 監基報の「定義」以外に報告書の理解を促進するために必要と考えられる用語の追加

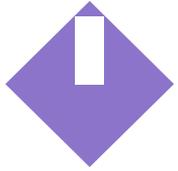
用語	用語の説明	参照箇所
(会計上の見積りにおける) 仮定	複数の選択肢や一定の範囲から選ぶ余地がある、金利や割引率の選択又は将来の状況や事象に関する見通し等について、入手可能な情報に基づく判断により選択される値等をいう。	監基報540のA3項
(会計上の見積りにおける) データ	直接観察することにより入手できる情報又は企業の外部から入手できる情報をいう。データを分析又は解釈することで得られた情報は、当該分析又は解釈の技法が十分に確立された理論に基づいており、経営者の判断の必要性が低い場合には派生データと呼ばれ、そうでない場合には、そのような情報は仮定となる。	監基報540のA4項
間接的な内部統制	運用評価手続の対象となる内部統制が他の内部統制に依存している場合の、当該他の内部統制をいう。	監基報330第9項(2)
固有リスクの分布	固有リスク要因が虚偽表示の発生可能性又は影響の大きさに対して与える程度に基づいて評価された固有リスクの程度の分布のことを言う。これは境界線がなく、無段階に連続的に変化する分布である。	監基報540第4項
実地棚卸の立会	経営者が実施する棚卸資産の実地棚卸に関連する監査手続で以下の手続を含む。 <ul style="list-style-type: none">・ 棚卸資産の実在性を確かめ、かつ、状態を評価するために棚卸資産を実査し、テスト・カウントを実施すること・ 実地棚卸結果を記録して管理するために、経営者が定めた指示と手続の実施に関する遵守状況を観察すること・ 実施されている棚卸手続の信頼性に関する監査証拠を入手すること	監基報501のA1項及びA2項

主な改正内容

用語	用語の説明	参照箇所
セーフガード	認識した監査人の独立性に対する阻害要因を除去する又は許容可能な水準まで軽減するために講じられた措置のことをいう。	監基報260第15項(2)②
遡及的な検討	過年度の会計上の見積りが当年度に資産又は負債の移転又は実現により確定する、又は再見積もりされる場合、その確定額又は再見積額と当初の見積額を比較検討することをいう。	監基報540のA55項
内部統制の逸脱	内部統制が遵守されていない状況のことをいう。なお、内部統制が有効に運用されているということは、内部統制からの逸脱が全くないことを意味しているわけではない。	監基報330のA40項 監保報82号第137項
二重目的テスト	同一取引に対して詳細テストと運用評価手続の実施を同時に計画し、実施することをいう。ただし、詳細テストの目的と運用評価手続の目的は異なるため、二重目的テストは、それぞれのテストの目的を別々に考慮して、立案され、評価される。	監基報330のA22項
分析の実証手続	実証手続として実施する分析的手続をいう。	監基報520第1項
見積手法	要求される測定基礎に従って経営者が会計上の見積りを行うために使用する測定技法をいう。モデルと呼ばれることもあり、計算ツール又は計算プロセスを用いて適用される。	監基報540のA2項
未発見の虚偽表示	無限定適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できず、財務諸表に未発見のまま含まれている可能性がある虚偽表示のことをいう。未発見の虚偽表示が存在する原因には、サンプリングリスクとノンサンプリングリスクがある。	監基報450のA8項
予想逸脱率	内部統制の運用評価手続において、関連する内部統制の理解に基づいて、又は母集団から少数の項目を抽出して実施した検討結果に基づいて、監査人が予想する内部統制からの逸脱率をいう。	監基報530のA7項

今後のスケジュール

- 2021年2月18日の常務理事会承認後、公開草案（パブリックコメント）として公表することを予定している。
- その後、寄せられた意見を踏まえて修正後、最終的な確定版については、2021年5月13日の常務理事会承認後に公表することを予定している。
- なお、本報告書は、監基報等の全体的な理解に資することを目的としていることから、適用日等は設けられていない。



The Japanese Institute of
Certified Public Accountants

監査基準委員会有識者懇談会

2021/1/21

配布資料No. 835②

「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」 の改正の概要

日本公認会計士協会

改正の背景

「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」につき、主に2018年1月の前回の改正以降に行われた以下の①～④の監査基準の改訂等を反映するための改正を実施

①監査基準（2020年11月改訂）

②監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」（2019年2月、同年6月、2020年8月改正）

③監査基準委員会報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」（2019年2月公表）

④監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」（2021年1月最終改正予定）

主な改正内容

①監査基準（2020年11月改訂）

→「③その他の規範における規定」に「・監査基準における規定」を追加等

②監査基準委員会報告書260（2019年2月、同年6月、2020年8月改正）

→「4.連携の時期及び情報・意見交換すべき基本的事項の例示」の「監査人に関する重要な事項」に「規制当局又は日本公認会計士協会による懲戒処分等の内容」を追加等

③監査基準委員会報告書701（2019年2月公表）

→「2. 監査役等と監査人との連携と効果」にてKAMの選定過程について追加、「4.連携の時期及び情報・意見交換すべき基本的事項の例示」にKAMに関するコミュニケーション項目を追加等

④監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」（2021年1月改正予定）

→「4.連携の時期及び情報・意見交換すべき基本的事項の例示」にその他の記載内容に関するコミュニケーション項目（入手時期等）を追加等

その他の改正内容

その他下記の内容につき追加又は修正を行っている。

①西暦ベースに記載を修正

②「3.監査役等と監査人との連携の方法、時期及び情報・意見交換事項」に新型コロナウイルスの感染への対応やデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を契機とした、直接の訪問や対面を伴わない手法等によるコミュニケーションを追加

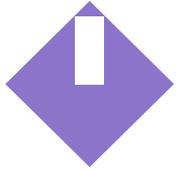
③「4.連携の時期及び情報・意見交換すべき基本的事項の例示」の監査人の四半期レビュー報告書及び監査報告書の記載内容の「継続企業の前提に関する事項」を独立掲記

④「4.連携の時期及び情報・意見交換すべき基本的事項の例示」の四半期レビュー時の項目に「監査人の独立性に関する事項」の追加

改正スケジュール

2021年1月－公開草案の公表予定
(コメント募集期間は1か月間)

2021年4月－確定版の公表予定



The Japanese Institute of
Certified Public Accountants

監査基準委員会有識者懇談会

2021/1/21

配布資料No. **836**

監査基準委員会報告書810 「要約財務諸表に関する報告業務」の改正の概要

日本公認会計士協会

2021年1月12日

改正の背景及び改正内容

① 監査報告に関するISAの改訂の反映（ISA720を除く）

→特殊な監査業務に関する監基報のうち、監基報800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」、監基報805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」については改正対応済（2020年3月）

② ISA720改訂に対応した監基報720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」の改正（2021年1月予定）

→特殊な監査業務に関する監基報のうち、監基報800,監基報805については監基報720の改正に伴う適合修正により対応

①～②の双方の改正を反映させるため、未改正である監査基準委員会報告書810「要約財務諸表に関する報告実務」を改正予定（現在起草中）

※要約財務諸表 – 一定時点における企業の経済的資源若しくは義務又は一定期間におけるそれらの変動に関して、財務諸表ほど詳細ではないが、それと整合する体系的な情報を提供するために、財務諸表を基礎として作成された過去財務情報をいう。